

信用保証制度について

信用保証協会では、中小企業者が融資を受ける際に信用保証を行っております。

信用保証制度を利用するために必要となる連帯保証人の基準が改正され、平成18年4月から、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となりました。

商工業振興資金と一緒に利用する場合には、**県と市町村が、信用保証料を一部支援**します。

まずは金融機関にご相談ください。

融資に際しては金融機関の審査があります。ご希望どおりにならない場合もありますのでご了承ください。

取扱金融機関

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形中央信用組合、山形庶民信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合、商工中金 山形支店・酒田支店

金融機関以外の相談窓口

県庁 産業政策課	023-630-2359
村山総合支庁 産業経済企画課	023-621-8442
最上総合支庁 産業経済企画課	0233-29-1309
置賜総合支庁 産業経済企画課	0238-26-6097
庄内総合支庁 産業経済企画課	0235-66-5489
山形県信用保証協会	023-647-2240
最寄りの商工会議所又は商工会	

平成20年4月1日現在

利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の限度額)	期間 (据置期間)	認定機関	備 考
1.6%	2億円 (8,000万円)	設備15年(2年) 運転 7年(2年)	県(産業政策課)	
①2.0% ②③1.8% ④1.6%	1億5,000万円 (5,000万円) 優遇金利 自動車・航空機 優遇金利	設備15年(2年) 運転 7年(2年)	県(産業政策課)	②の「2名以上」は、従業員20名以下の企業については「1名以上」になります。
①1.8% ②2.3%	①5,000万円 ②1,000万円	設備15年(3年)②は10年(3年) 運転 7年(2年)	開業先の商工会、 商工会議所	
1.8%	①1億5,000万円 (5,000万円) ②3億円(設備資金のみ)	設備15年(2年) 運転 7年(2年)	県(産業政策課)	
0.9%	10億円	15年(3年)	県(産業政策課) 立地予定の市町村	立地予定の市町村から認定を受けることが必要となります。
優遇金利 ①②2.0% ③1.8%	①3億円(5,000万円) ②1億5,000万円 (5,000万円) ③ ①又は②のいずれか	設備15年(2年) 運転 7年(2年)	県(産業政策課)	③の「2名以上」は、従業員20名以下の企業については「1名以上」になります。
①2.3% ②③2.2%	①2,000万円 ②1,250万円 ③1,250万円※ ※既存の保証付融資残高を含む	7年(2年)	信用保証協会	
2.0%	8,000万円 (運転資金のみ)	7年(2年)	商工会、 商工会議所	不況業種とは、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種をいいます。 貸付対象者④は、原油・原材料価格上昇対策として、昨年度に引き続き対象者の拡大を継続しているものです。
2.5%	8,000万円 (5,000万円)	設備15年(2年) 運転10年(2年) ③設備10年(2年) 運転7年(2年) ④3年	県(産業政策課)	①②の場合は事前に経営改善計画を策定している必要があります。